

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程のあら
まし

- 1 インターネットを利用して固定資産及び物品の売払いを行う事務手続（以下「固定資産等売却システム」という。）による一般競争入札を行うため、入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保に、固定資産等売却システムを管理する事業者の保証を追加します。
- 2 固定資産等売却システムによる一般競争入札を行う場合の入札保証金額の算定方法について、新たに定めます。
- 3 この規程は、公布の日から施行します。